

済生会かわまた居宅介護支援事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部福島県済生会が開設する済生会かわまた居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が、要介護、要支援状態にある高齢者に対し中性公立かつ適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むもとができるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保護・医療・福祉サービスの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 済生会かわまた居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 伊達郡川俣町五百田 20-1

(職員の職種及び員数)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び業務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（主任介護支援専門員）1名ケアプラン作成 管理業
管理者は、事業所職員の管理、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。

管理者は専らその職務に従事する物でなければならぬ。ただし、指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定居宅介護支援事業所である済生会かわまた居宅介護支援事業所の職務に従事することが

できるものとする。

管理者は介護保険法施行規則に規定する主任介護支援専門員でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。

(2) 介護支援専門員 2名以上 ケアプラン作成・相談業務

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、済生会川俣病院職員就業規則に準ずるものとし、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日、第2・4・5土曜日
ただし、日祝日、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日は8時45分から17時まで、土曜日は8時45分から12時までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 介護サービス計画の作成
- (2) その他の介護支援実施のため必要な事項
- 2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお自動車を使用した場合は、通常の実施地域との境界を起点とし、片道1kmあたり30円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名(記銘押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、川俣町とする。

(緊急時における対応)

第8条 介護支援専門員は、居宅介護支援を実施に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

(身体的拘束に関する事項)

第9条 事業所は、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通知するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討

する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を設け業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は福島県済生会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

この規定は、平成15年1月1日から施行する。

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、平成18年1月1日から施行する。

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

この規定は、平成23年5月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年3月25日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。